

A I を活用した尚家文書翻刻業務委託仕様書

1 委託業務名

A I を活用した尚家文書の翻刻業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の趣旨

草書体の翻刻は専門的知識を持つ人員が専任して取り組む必要があり、公開までに時間を要する。そのため、AI等の先進技術を活用して翻刻にかかる時間を抑え、貴重な資料の公開を促進する

4 業務内容

- (1) A I 技術等を用いて、次の尚家文書を翻刻する。なお、翻刻とは尚家文書の文字、原本に合わせた改行、行頭の字下げ調整、行中の空白の調整を含めてテキストデータ化することを指す。
文書番号 497『道光貳拾貳年 百浦添御普請絵図并日記 共八冊』約 159 丁
文書番号 499『道光貳拾六年丙午九月 百浦添御普請日記 共八冊 当方』約 38 丁
文書番号 500『道光貳拾六年 百浦添御普請絵図帳 共八冊』約 134 丁
- (2) 受託者は、委託者が提供する翻刻済みの尚家文書の画像および翻刻テキストを使用して、A I 技術の改善を行い、委託者へ報告書を提出する。
- (3) A I による翻刻後、委託者と共同で文字校正を実施するための校正システムをWEB上に準備する。またWEB校正システムの操作方法を委託者に指導する。
- (4) 翻刻の精度は90%以上を確保する。
- (5) 翻刻の成果物については、汎用性の高いデータ形式（Word など）で納品し、あわせて業務完了報告書も提出する。
- (6) 業務着手前に工程表・業務体制図を委託者に提出する。

5 その他

- ・ 受託者は、円滑に業務が進められるように業務のスケジュールや企画等に関して委託者との協議に応じること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、速やかに委託者と協議し、その決定に従うこと。
- ・ 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的外に使用しないこと。これは委託期間終了後も同様とする。
- ・ 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること